

山剣連第 286 号
令和 6 年 3 月 15 日

各地区剣道連盟会長 様
剣道・居合道等関係各位

(一財) 山口県剣道連盟
会長 中西 章
「公印省略」

日本刀（真剣及び模擬刀）事故の絶無について（重要）

先般、他県下の高校部活動中に真剣による傷害事故が発生している。

本事故は、安全管理意識並びに安全対策の欠如により発生したとみられる。

各長（指導者）、各位にあつては、居合道、剣道等の大会、講習会、稽古会等の開催並びに居合道、剣道等の各種指導においては、下記事故防止対策、安全対策の各事項を厳守し、この種の事故の絶無を期してください。

なお、全日本剣道連盟が発出した、別添、

居合道における「日本刀（真剣および模擬刀）の取り扱いについて」の詳細を確認してください。

記

1 事案概要

本年 3 月他県の高校で剣道部顧問が、真剣を用いて「居合道」の体験練習中に男子生徒が真剣の刃先で負傷する事故が発生したものの。

2 本件問題点

本件問題点は、

- (1) 生徒に対し真剣を用いた指導
- (2) 指導法（真剣の扱い方、間合い（距離）の取り方等）の間違い
- (3) 指導者としての安全管理意識が低かったことが考えられる。

3 この種の事故防止対策

- (1) 少年指導や教育現場の指導では真剣を用いない。
- (2) 学校において、日本刀（模擬刀を含む）を用いた指導（実技及び座学）の必要がある場合は、具体的な指導内容・計画等を作成、事前に学校に提出・許可を得る。
- (3) 指導者は、技術指導のほか、安全管理者の自覚を持ち事故防止に努める。